

◎議案第30号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第21、議案第30号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 続きまして、議案第30号でございます。白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次のページ、附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置第）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長については、この条例による改正後の別表第1項の規定は適用せず、この条例による改正前の別表第1項の規定は、なおその効力を有する。

議案説明でございます。現行の教育委員長と教育長を統合した新たな責任者（新「教育長」）を置くことなどとする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月から施行されることに伴い、新「教育長」が常勤の特別職の身分となること、また、「しらおい食育防災センター」の設置により、附属機関である「学校給食センター運営委員会」の名称等を改める必要があることから、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

---

白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

白老町附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中

「

白老町特別職報酬 等審議会	議会の議員の議員報酬並びに町長及び副町長の給料の額の適否について調査及び審議	10人以内	2年
------------------	--	-------	----

を

「

白老町特別職報酬 等審議会	議会の議員の議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額の適否について調査及び審議	10人以内	2年
------------------	--	-------	----

に

改める。

別表第2項中「センター」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長については、この条例による改正後の別表第1項の規定は適用せず、この条例による改正前の別表第1項の規定は、なおその効力を有する。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。